

平成 28 年 4 月 1 日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤 静男

社会福祉法等の一部を改正する法律が可決・成立

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、既に周知のことと思われませんが、標題について概要ご報告いたします。

（老人施設部会ニュース 27-29 より）

平成28年3月31日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が衆議院で可決・成立しました。なお、これに先立つ参議院での可決にあたり附帯決議が行われている。

今後、法律にもとづき、平成28年4月1日に施行される事項に関する政省令の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において平成29年4月1日の施行事項に関する検討が行われる予定です。

内容については、別紙「政策情報vol.48」を参照ください。

<大阪府社会福祉協議会 老人施設会事務局>

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 12-10
市立社会福祉センター311号
TEL：06-6765-3611 FAX：06-6765-3612

発行 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策企画部
E-MAIL z-seisaku@shakyo.or.jp TEL 03-3581-7889

政策情報は、全社協理事・評議員、政策委員会委員、幹事、都道府県・指定都市社協に配信しています。

政策動向・ピックアップ

➤ 社会福祉法等の一部を改正する法律～衆議院で可決・成立～

平成28年3月31日「社会福祉法等の一部を改正する法律」が衆議院で可決・成立した。なお、これに先立つ参議院での可決にあたり附帯決議が行われている。

今後、法律にもとづき、平成28年4月1日に施行される事項に関する政省令の関係法令の整備とともに、社会保障審議会福祉部会において平成29年4月1日の施行事項に関する検討が行われる予定である。

＜参考：施行スケジュール関連＞

※厚生労働省 社会・援護局関係主管課長会議（平成28年3月3日）福祉基盤課資料より抜粋

社会福祉法等の一部を改正する法律案における施行日等

○H28.4.1施行予定：地域公益活動の実施、財務諸表の公表、指導監督の見直し・権限移譲、退職手当制度の見直し

○H29.4.1施行予定：経営組織のガバナンス強化（評議員会等）、財務規律の強化（社会福祉充実計画等）

年度	月	法人	所轄庁
H28	4	○旧評議員会・旧理事会 -決算、定款変更（所轄庁変更に関する事項）	○定款変更の認可（所轄庁変更に関する事項）※都道府県・指定都市
	6	○現況報告書等の届出（～H28.6.30）	
	5	○旧評議員会・旧理事会 -定款変更（H29.4.1施行に関する事項：新評議員の選任方法等） →H29.3.31までにあらかじめ新評議員を選任（任期はH29.4.1～）	○定款変更の認可（H29.4.1施行に関する事項）
H29	3	・現評議員の任期満了（H29.3.31） ・新評議員の任期開始（H29.4.1～）	
	4	○新理事会（旧役員） -決算、社会福祉充実計画、役員等報酬基準 -新役員案（・会計監査人案）	
		5	
	6	○社会福祉充実計画の申請（～H29.6.30） ○現況報告書、役員等名簿・役員等報酬基準等の届出（～H29.6.30）	○社会福祉充実計画の承認（申請後一定期間内に承認）
	!		

※新評議員会：改正法案に基づく、必置の議決機関としての評議員会
旧評議員会：現行法に基づく、任意の諮問機関としての評議員会

新理事会：改正法案に基づく理事会
旧理事会：現行法に基づく理事会

社会福祉法改正案における社会福祉法人制度の改革（平成28年4月1日施行予定分）

※平成27年4月3日国会提出、7月31日衆議院可決、参議院において継続審査中

1. 事業運営の透明性の向上
 財務諸表の公表等について法律上明記

- 監査対象書類の拡大と監査請求者の国民一般への拡大
- 財務諸表、現況報告書（※）、定款の公表に係る規定の整備

	改正前	改正後
備置・開覧	①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④収支計算書、⑤監事意見書	①事業報告書、②財産目録、③貸借対照表、④収支計算書、⑤監事意見書、⑥現況報告書、⑦定款
公表	法律に規定なし * 通知で以下を義務付け ①貸借対照表、②収支計算書、③現況報告書	①貸借対照表、②収支計算書、③現況報告書、④定款

※ 役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を除く。

2. 財務規律の強化
 （適正かつ公正な支出管理の確保）

- 役員無関係者への特別の利益供与を禁止
- 会計基準を省令に位置付け

3. 地域における公益的な取組を実施する責務
 社会福祉法人の本旨に従い他の主体では困難な福祉ニーズへの対応を求める

- 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定
金利無き貸付の提供、無料又は低額による高齢者の生活支援等

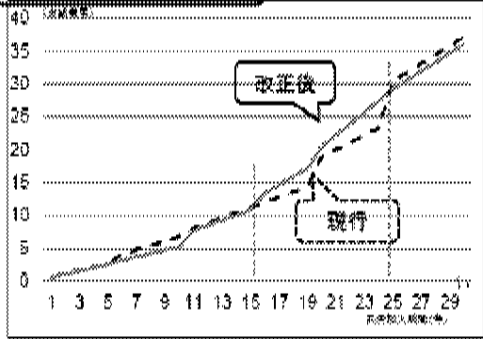
4. 行政の関与の在り方
 所轄庁による指導監督の機能強化
 県・都道府県・市の連携を推進

- 二以上の都道府県の区域で事業を行う法人に関する認可等の権限を地方厚生局から都道府県に、一の都道府県の区域で事業を行う法人であって、主たる事務所が指定都市に所在する法人に関する認可等の権限を都道府県から指定都市に移譲
- 都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ
- 経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備等

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しについて

- 社会福祉法等の一部を改正する法律案においては、退職手当共済制度の見直しとして以下の内容を盛り込んでいるところ。
 - ① 支給乗率を長期加入者に配慮したものに見直す。
 - ② 被共済職員が退職した日から再び被共済職員になった場合、前後の共済加入期間を合算できる期間を「2年以内」から「3年以内」に拡充。
 - ③ 障害者総合支援法等に関する施設・事業（児童福祉法に基づく障害児を対象とする施設・事業を含む。）について、他の事業主体とのイコールフットイングの観点から、公費助成を廃止（既加入者に対する公費助成は維持）。

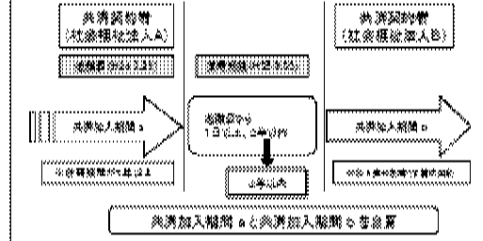
①給付水準の見直し



②公費助成の見直し

	前回改正 (H18. 4. 1施行)	今回の見直し(案)
給付水準	1割引下げ	長期勤続に配慮するなどの見直し
共済加入期間の合算	退職した日から起算して2年以内	出産、育児、介護等の事由により退職した職員が、復職しやすい環境を整えるため、3年以内に拡大
公費助成 (国・3、都道府県・3)	介護	廃止
	障害 保育	公費助成の取扱いは、将来の検討課題 ・ 社会福祉法人がサービスの中核的な担い手となっている現状 ・ 障害者関連施策など制度自体の枠組みを検討中
		廃止 ・ 障害者関連の新制度への移行が完了 ・ 社会福祉法人以外の参入 公費助成の取扱いは、平成29年度までに検討し、結論 ・ 子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行 ・ 平成29年度を目標年度にする特種児童発達支援化プランが進行中

③共済加入期間の合算制度の充実



施行日：平成28年4月1日

＜参考：参議院厚生労働委員会 附帯決議＞

平成 28 年 3 月 17 日 参議院厚生労働委員会

1. 社会福祉法人の経営組織のガバナンスを強化するには、評議員、理事等の人材の確保や会計監査人の導入等、社会福祉法人にとって新たに様々な負担も懸念される。このため、特に小規模の法人については、今後も安定した活動ができるよう、必要な支援に万全を期すこと。また、人材の確保が困難な地域にある法人についても必要な配慮を行うこと。さらに、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する人材を育成するため、自治体等が行う研修等の取組に対して必要な支援を行うこと。
2. 事業運営の透明性の向上を図るため、都道府県による財務諸表等の収集、分析及び活用並びに国による全国的なデータベースの整備に当たっては、一般国民、特に利用者が社会福祉法人の経営状況を了知でき、かつ、外部評価に耐えられる内容となるよう、分かりやすい評価尺度を作成し、公表すること。
3. いわゆる内部留保の一部とされる社会福祉法人が保有する純資産の額から事業の継続に必要な財産額を控除等した「社会福祉充実残額」の算出に当たっては、社会福祉法人の経営に支障を来すものとならないよう、事業の継続に必要な財産額が適切に算定されるようにすること。また、政府統計等により把握される他産業の民間企業の従業員の賃金等の水準を所轄庁から所管法人に示すよう要請することにより、「社会福祉充実残額」を保有する社会福祉法人が社会福祉充実計画を作成するに当たって、当該賃金等の水準を斟酌した上で、社会福祉事業を担う人材の適切な処遇が確保されていることを確認することの重要性の周知を徹底すること。
4. 事業の継続に必要な財産額が確保できない、財産の積立不足が明らかな法人に対しては、必要な支援について検討すること。
5. 地域公益活動の責務化については、待機児童、待機老人への対応等、本来の社会福祉事業を優先すべきであり、社会福祉法人の役割と福祉の公的責任の後退を招くことのないようにするとともに、社会福祉法人設立の主旨である自主性と社会福祉事業の適切な実施に支障を及ぼすような過度の負担を求めるものではないことを周知徹底すること。
6. 社会福祉法人の所轄庁については、指導監督等の権限が都道府県から小規模な一般市にも委譲されていること、社会福祉充実計画の承認等の新たな事務が増えることから、所轄庁に対し適切な支援を行うとともに、一部の地域において独自の取扱いが散見されるところの指摘があることに鑑み、また、指導監督が法定受託事務であることを踏まえ、指導監督に係る国の基準を一層明確化することで、その標準化を図ること。
7. 社会福祉法人の提供するサービスの質の確保に当たっては、高い能力を発揮する人材の雇用及び職員全体で職務を補い合う業務体制の確立が求められることから、社会福祉法人において労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法令の確実な遵守並びに業務に関する規程の整備及び運用がなされるよう、所要の措置を講ずること。
8. 現下の社会福祉事業における人材確保が困難な状況に鑑み、介護人材を始めとする社会福祉事業等従事者の離職防止に資する措置を講ずるとともに、介護報酬、障害福祉報酬の改定による影響を注視しながら、職員の処遇の実態を適切に把握した上で、人材確

保のための必要な措置について検討すること。また、介護人材の現状を正しく把握し、必要な人材を養成・確保するに当たっては、その量のみならず質についても適切に評価できる手法を検討すること。

9. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成廃止に当たっては、職員確保の状況及び本共済制度の財務状況の変化を勘案しつつ、法人経営に支障が生じないように、障害者支援施設等の経営実態等を適切に把握した上で報酬改定を行うなど必要な措置を講ずるよう検討すること。また、公費助成の廃止の対象となった法人のうち、本共済制度から脱退した法人及び新規採用者を本共済制度の対象としない法人に対し、社会福祉事業を担う人材の確保に当たって退職金が果たす役割の重要性の周知を徹底すること。
10. 准介護福祉士の国家資格については、フィリピンとの間の経済連携協定との整合を確保する観点にも配慮して暫定的に置かれたものであることから、早急にフィリピン側と協議を行う等の対応を行うとともに、当該協議の状況も勘案し、准介護福祉士の名称、位置付けを含む制度の在り方について介護福祉士への統一化も含めた検討を速やかに行い、所要の措置を講ずること。
11. 介護職員の社会的地位の向上のため、介護福祉士の養成施設ルートの国家試験義務付けを確実に進めるとともに、福祉サービスが多様化、高度化、複雑化していることから、介護福祉士が中核的な役割及び機能を果たしていけるよう、引き続き対策を講ずること。
12. 将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。
13. 介護職員の処遇については、介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（平成二十六年法律第九十七号）等により処遇改善に関する措置が行われてきたことを踏まえ、人材確保に支障を来さぬよう処遇改善に資する措置など必要な措置を講ずるとともに、正規・非正規、フルタイム・パートタイム等にかかわらず、均等・均衡待遇を確保するよう努めること。
14. 介護職員が抱える心的・精神的負担に対する支援については、介護労働がいわゆる燃え尽き症候群を引き起こす例が見られることから、今後も必要な調査を行うことにより介護現場の実態を適切に把握した上で、産業保健等によるメンタル面からのサポートについて幅広い観点から検討を行い、施設の労働環境を評価できる仕組みの構築を含めた所要の措置を講ずること。
15. 本法律による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律附則第六条の四の規定に基づき、育児休業、介護休業に準ずる休業を厚生労働省令で定めるに当たっては、雇用は継続しているものの、やむを得ず介護の実務に就くことができない場合、倒産や事業の縮小・廃止等の本人の責めによらない離職の場合、疾病等により雇用されること自体が困難な場合など実務に従事できないことにやむを得ない理由があると認められる場合について、適切に配慮すること。